

## 東村山市社会福祉協議会 居宅介護等事業運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人東村山市社会福祉協議会が開設する東村山市社会福祉協議会指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う居宅介護・同行援護の事業（以下「居宅介護等事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（厚生労働大臣が定める者）（以下「居宅介護員等」という。）が、障害者（児）に対し、適正な指定居宅介護等を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の居宅介護員等は、障害者（児）の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 東村山市社会福祉協議会指定訪問介護事業所
- (2) 所在地 東京都東村山市野口町1丁目25番地15

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤・兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) サービス提供責任者 1名以上（常勤・兼務）

介護福祉士及び同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）修了者

サービス提供責任者は、事業所に対する指定居宅介護及び同行援護の利用の申込みに係る調整、居宅介護員等に対する技術指導、居宅介護等計画の作成等を行う。

- (3) 居宅介護員等 20名以上（非常勤）

居宅介護従業者の要件を満たす1年以上の実務経験者又は、同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）修了者

居宅介護員等は、障害者（児）の居宅介護及び同行援護の提供にあたる。

(営業日及び営業時間、サービスの提供)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日 ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする
- (3) サービス提供時間 午前7時から午後10時まで(365日)とする

(指定居宅介護等の内容及び利用者から受領する費用等について)

第6条 サービス提供の内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護

身体介護：通院介助

家事援助：通院介助

(2) 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する視覚障害者(児)に対し、移動時及びそれに伴う外出先に於いて、必要な視覚的情報の提供や移動介護、排せつ、食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行う。

2 指定居宅介護等サービスを提供した場合の利用料の額は、告示上の額とし、当該指定居宅介護サービス等が法定代理受領のサービスであるときは、その1割とする。ただし、区市町村が定める月額負担上限額の範囲内とする。

3 第8条に定める通常の実施区域を越えて行う指定居宅介護に要した交通費は、その実額を徴収する。

4 前項の費用及びその他、利用者等から金銭の支払いを受ける場合には、利用者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支払に同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(事業の主たる対象者)

第7条 事業の主たる対象とする障害の種類を次のように定める。

居宅介護：身体障害者(18歳未満の者を含む)

同行援護：身体障害者(18歳未満の者を除く)

障害児(18歳未満の身体障害者)

(通常の事業の実施区域)

第8条 通常の事業の実施区域は、東村山市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 居宅介護職員等は、指定居宅介護等を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情処理)

第10条 事業所は、提供した居宅介護等事業に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するものとする。

2 提供した居宅介護等事業に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 提供した居宅介護等事業に係る利用者からの苦情に関して東京都社会福祉協議会福祉サービス運営適正化委員会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第11条 利用者に対する居宅介護等事業により事故が発生した場合には、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

(個人情報の保護)

第12条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での居宅介護等事業の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待の防止のための措置)

第13条 指定居宅介護等事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ市へ報告する。

2 虐待の防止に関する責任者を選定する。

- 3 成年後見制度を周知するとともに、制度の利用に当たって必要となる支援を行う。
- 4 苦情解決体制を整備する。
- 5 従業者に対し、虐待防止のための普及・啓発の研修を定期的に（年1回以上）開催するとともに、新規採用時には必ず実施する。
- 6 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置し、定期的に（年1回以上）開催するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する。

（身体拘束等の原則禁止）

- 第14条 事業所は、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）は行わない。
- 2 やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載するものとする。

（業務継続計画の策定等）

- 第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護等事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、居宅介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
  - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理）

- 第16条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- （1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果について居宅介護員等に周知する。
  - （2）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
  - （3）事業所において、居宅介護員等に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(その他運営についての留意事項)

第17条 指定居宅介護事業所は、居宅介護員等の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年3回以上

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は東村山市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成26年10月27日から施行する。

(施行期日)

1 この規程は、令和5年3月17日から施行する。

1 この規程は、令和6年8月1日から施行する。